

法学会雑誌 3 2 卷 2 号 正誤表

ページ	行数	誤	正
2 頁	7 行目	無暴	無謀
30 頁	5 行目	千葉勤勞	千葉勤勞

学習院大学法学会

「阪神大震災」における労働法上の諸問題

宮 島 尚 史

- 一 産業および労働に関する神戸前史
——非近代的階級社会から「近代的な」それあるいは魔都へ
- 二 大震災自体に関する労働法上の諸問題
- 三 大震災の復旧ないし将来計画に関する労働法上の諸問題
- 四 被災地の運動の過去・現状・未来

一 産業および労働に関する神戸前史

——非近代的階級社会から「近代的な」それあるいは魔都へ

一 「阪神・淡路大震災」の呼称による政策の階級性について

(1) 呼称

イ 地域

マスコミや一般的な呼び名として当初、関西大震災とか阪神大震災とかいわれ、後に政府によって阪神・淡路大

「阪神大震災」における労働法上の諸問題(宮島)

震災と呼称されたところの、一九九四年同月同日のアメリカ(ロスアンゼルスを中心としたカリフォルニア州)の大震災の丁度一年後の、また一九九五年二月中旬のドイツ(オランダ)の水害の一箇月前の、京都、大阪、兵庫県一体をおそい、数千人の死者、三万数千人の受傷者⁽¹⁾、数百万人の倒壊・破損家屋⁽²⁾、数十万人の避難者⁽³⁾という桁ちがいの数を示した一九九五年一月一七日未明の大震災の地域は、阪神の表現においては大阪から神戸となるが、一つには兵庫県の西の明石・姫路、特に震源地に最も近い都市明石の被害を軽視しがちであることにより、他は最大の被害地神戸の被害の他と異なった著しい人災的性質を隠蔽するもの、として妥当なものとはいえない⁽⁴⁾。

ロ 「神戸改造」政策の無暴

神戸は戦前の非近代的階級社会を具現した都市の構造の基本を基盤としつつ、戦後には産業社会の発展を先取りするような形の近代的階級社会へとドラステックに乗り移りつつあったのであり、この大震災による驚くべき被害は、このような社会構造を反映した都市構造の脆弱性にとどまらぬ破局をはしなくも露呈した人災そのものにはかならない。地震被害は戦後神戸における労働者住宅政策にとどまらぬところの、産業および観光誘致のための、地震予告の学者の見解を無視し土建業界と結託した「山を(くずし)海へ」の一大営業都市形成の結果的産物であり、地震後の復旧対策は、被災者救済ではなく、地震を荒療治ないし奇貨とするリストラとして、地震前からの当初予定の続行を強行しつつある。

(2) 非近代的階級社会の生成と発展

一八五九年開港の横浜に約一〇年近くおくれた明治維新期の一八六八年開港とはいえ、神戸は周辺(5)の宿場と漁村・寒村にすぎなかった横浜とは異なり、奈良・平安、源平合戦の頃から陸上および海上交通の要所としての歴史

があり、和田岬、須磨、一の谷、布引(の滝)そして隣接の明石などは要衝・名所ないし名勝の地であった。⁽⁶⁾ところが開港・町設立とほぼ同時に徒刑場や貧院があらたに設置された。産業としていち早く屠牛(殺)業(「外人」向けステーキ生産の第一次産業)、茶ほうじ業、燐寸(マッチ)製造業、造船業、そして港湾(建設および荷役)業、鉄道(建設および製造)業、紡績業などが次々とおこるや、一方における維新新政府による地租改正、秩禄処分、(松方)デフレなどの経済的背景、他方における幕藩体制の社会・経済的残滓から、原生的労働関係すなわち流民・細民がこれら産業またはその下請けをささえる労働者として、海岸に近い地盤の低く弱い低地帯に「貧民・労働者街」、木賃宿・長屋、またいわれなき差別の被差別地域・また子女の人身売買地「遊廓」(平清盛の遷都地附近の福原)が形成され、これらが日清・日露の戦争の頃の好況・不況の波にゆられつつ、また制定されたばかりの民法(一八九六年)による庇護をうけつつ「発展」した。すなわち神戸は日本の大小の産業とこれをもたらす階級社会の縮図として生成し急速な「発展」をとげつつあった。⁽⁷⁾

一九九五年の大震災につき、一つには震源地が淡路島に近いこと、他は、激震・強震が淡路島を含む阪神全地域に及んだこと、という地震学的観点からは、阪神・淡路大震災という政府呼称は妥当なのかも知れない。しかしこの大震災のもたらした世界的にも有数の大被害の地政学的観点から見れば、最大の被害は、政令指定大都市神戸、しかも劣悪な労働条件と住居条件の底辺労働者、被差別地域住民そして高齢者・障害者にあったのであり、この被害の原点は、神戸における非近代的階級社会から「近代化」への形成とその「発展」にほかならないのである。

(1)「阪神」の大震災は、諸外国のマスコミによっても、写真入りで、しかし多様な角度から報道された(ドイツだけに限っても、同年一月一八日から二月末まで「Frankfurter Allgemeine, Süddeutsche Zeitung, Neues Deutschland, die Zeit」などの全国紙

のほか、地方紙)。死者や受傷者を大震災発生から何時間、何日以内のわくをもって算出するかによって、また大地震発生直後の大
 火災(場所によって異なるが大地震から発生時からまる一日前後のずれがある)から何時間、何日以内のわくをもって算出するかに
 よって、さらには大地震および大火災被害の大小の復旧作業における死傷数を算入するか否かによって、この数字は大きくかわるこ
 とはいうまでもないが、この点に関する具体的かつ精密な統計はいずれにも存しないし、またこの事は不可解なことに一般には重視
 されていない。ましていわんやこの大震災または大火災あるいは大小の復旧作業における大小(大は脳・心臓疾患、食中毒、新建材
 野焼きによるダイオキシソ、フロンガスや長期潜伏のアスベスト「石綿」、その他の粉塵被害「じん肺」、小は医師の診察を受けない
 風邪や腹痛・頭痛など)の精神・神経疾患をも含む罹病者として罹病によるまたは罹病とまではいえないが絶望による(一〇〇名を
 こす「孤独死」、自殺を含む)死亡者という膨大と推定される数に至ってはなおさらである。

(2) 前記註(1)と同一ないし類似の発想によれば被害は一般に知られている数字の倍増となるであらう。

(3) 前記註(1)と同一ないし類似の発想と中小企業の消滅・転出あるいは大企業における労働者の一時的または恒久的な配転・出
 向などをあわせ考えると、広義の避難民数は一般に知られている数字の倍増となるであらう。

(4) この後者を意識したと思われるものは渡辺好庸・検証南兵庫大震災、論創社、一九九五年刊である。ただしここには大地震は
 「兵庫東南部に発生」とされ(二八頁)、前者特に西の明石市のことはふれられていない。

(5) 横浜におくれつつも、幕末にすでに人口二万近い神戸の兵庫開港に関する原資料は、神戸開港三十年史や神戸市役所・神戸市史
 資料三(大正十三年刊)に見られる。また戦後一九七一年に、一九六五年の「基本計画」(後述)により前面撤去された神戸市電の
 事業沿革については、公営交通事業沿革史(戦前篇)第六巻神戸市(一)・(二)クレス出版、一九九〇年刊にくわしい。

(6) 須磨、明石、和田岬(浜)は万葉の、布引(の滝)は古今集以後の歌人に歌われ、須磨は「須磨には、いとど心ずくしの秋風に、
 ……鼻を忍びやかにかみわたす。」の源氏物語の章に登場する。なお和田岬(浜)は輪田とも、また万葉の昔には大和太(田)乃浜
 と記され(田辺福麿呂、「千船のとまる大和田の浜」第六巻国歌大観一〇六七番)、後に平清盛の対中国(念)・朝鮮貿易拠点港とも
 なった場所である。

(7) 我が国最初の労組のナショナル・センターともいうべき労働組合期成会創立(二八九七「明治三〇」)年直前ないし創立期の兵

庫県ないし神戸における——組合という形式をととのえてはいなかったようではあるが——労働争議は、一八九六年神戸郵便局集配人の、また兵庫県の子畑山坑夫数百名のそれに見られるが、一九〇〇年治安警察法（二七条）および行政執行法による弾圧、旧刑法の工業妨害罪（二七〇条）などによって、日露戦争直後の一九〇六〔明治三九〕年までは期成会活動は不活発となり、争議件数は減少傾向にあり、一九〇六年（国鉄発足年）には神戸では阪神電車、木挽職人の争議があったくらいである。

二 「近代的」階級社会へのあゆみ

(1) 戦前

日露戦争後の日本資本主義の重化学工業化と日韓「併合」の時代は、神戸においても川崎造船所の発展、三菱造船所、神戸製鋼の設立そしてさごう、大丸の開店などが、またこれらとかかわりある新興貿易（政）商鈴木商店の⁽¹⁾多角経営と飛躍的發展が目立ち、大規模労働争議多発の時代でもあった。⁽²⁾

これと併存して前述の細民街における家内工業としての往年の茶ほうじ業これに続く燐寸工業の衰退に代り、ダ
ンロップのタイヤ製造の影響を受けて、ゴム靴製造業がおこり、これが道路事情の劣悪だった当時の需要にもこたえてその生産は上昇の一途をたどり、第二次大戦時までには、神戸市の人口は造船、鉄鋼・金属、ゴムの生産労働者が過半数を占める「近代的」大工業都市へと変質した。この産業構造は、他にも見られるような何重もの下請けからなり立っていたが、この中の特にゴム（靴）産業は、家内工業を基盤としていた点に特徴があり、ようやく制定・公布（一九一一〔明治四四〕年）され五年間も延期されて施行（一九一六〔大正五〕年）されたわずかな「保護」規定を帯有した工場法の適用からも零細小規模下請事業、家内工業として、除外され（同法一条一項一号）、ここに働く労働者は、新ナショナルセンター友愛会（一九二二〔大正元〕年創立）の傘下に入った大企業労働者と

も異なり、全くの無権利のままに放置されていた。

ゴム産業が上昇の一途をたどりつつも、一九二九年大恐慌時に、前記鈴木商店は、一旦倒産しつつも、政府・日銀の巨額な金のつぎこみにより救済され、第二次大戦時までの協力企業に育てられて戦後をむかえた。

第二次大戦末期の神戸大空襲は、時として今次一九四五年大震災と比較されるが、前記家内工業地域、被差別地域の多くは、奇跡のないし幸運にも、戦災が少なかったこと、そしてこのことも一因となって逆に不運にも今次大震災において最も被害が甚だしく、しかもこの大震災を奇貨とする神戸の復興・環境整備(リストラ)計画の最大の犠牲となりつつ今日に至っているのである。

この大戦末期の空襲・戦災から今次一九四五年の大震災における最大の犠牲に至る神戸の戦後発展は、底辺労働者と被差別地域を犠牲とする戦後五〇年として、「一貫」した神戸「株式会社」政策によるものであり、今日から将来に向けての、細民の遺棄(刑法二一七―二一九条)にも等しい姿勢と方策は、今次大地震前からの計画(プロジェクト)の遂行にはかならないのである。以下このことを簡潔に記すと次の通りである。

(2) 第二次大戦後

第二次大戦後の戦災復興は、いうまでもなく建造物の建設からなされたが、それは企業本位の臨海工業地帯の埋立・造成埠頭や有料道路の建設、石油基地建設を主にし、やがて「山を海へ」の人工島建設、トンネル建設、活断層や脆弱な地盤を無視したニュータウン、集合的住宅建設へと進んだ。それは神戸「株式会社」の、一九四五年、一九七六年、一九八六年の「市総合基本計画」の下に遂行されたところの、重化学工業都市から、産業のソフト化、サービス業化、「福祉」施設重視の現代的装飾・歓楽都市⇨戦前の上海なみの魔都への発展であった。⁽⁴⁾

この中において、このような市の積極的庇護の外におかれつつも、戦前のゴム靴製造業に代り、奇跡的に戦災禍の少なかつた地域に、ケミカルシューズ産業が急速に成長し、これに重層的請負の下で従事する家内労働者は、在日朝鮮・韓国人、被差別地域の人達を含め、被搾取最底辺層約一〇万人弱といわれ、これが被差別地域とともに大震災で一挙に壊滅・被災し見捨てられたのである。

このことは、都市解体・リストラのコスト節減の角度から大震災を奇貨とする「復興計画」(後述三節)に何等の屈折なく継承されつつある。被災者相互間においてすら差別されつつ、いまなお住むに家なく、訪ねる人として一人もなく、探すれど職もなく絶望の淵に立たされ、生死の境をさまよう一〇万余の難民・棄民を遺棄しつつ。

神戸「市株式会社」の急激な都市開発に対し、「これ以上ぜい弱な都市をつくることはゆるされぬ⁽⁵⁾。現在計画中の都市開発計画に対しても、地震防災の面からの再検討が是非必要である」。「活断層群の存在するこの地域で、将来都市直下型の大地震の発生する可能性はあり、その時には断層附近でキ裂・変位がおこり、壊滅的な被害を受けること間違いない⁽⁶⁾」。とのこれら学者・研究者の警告は、県政・市政では「専門バカアホウの絵空事」とばかり無視されつづけたのである。誰がバカかアホウは一九九五年一月一七日の事実が証明するところである。

(1) この点の推移は、桂芳男・総合商社の源流 鈴木商店 (日本経済新聞社) にくわしい。

(2) 一九〇七(明治四〇)年(現行刑法「三三四条威力業務妨害罪」制定の年)以後には、六栗製線、生野鉾山、川崎造船所、加古川毛織播磨紡績の争議が続いたが、この時期において注目さるべきは、第一には、一九一八(大正七)年米騒動における鈴木商店の焼打ち、第二には、神戸の川崎造船所(川崎の地名に同名の資本家のそれ)争議および神戸製鋼所における組合運動であり、第三には、日本農民組合結成の一九二三年に、被差別地域を中心とする神戸水平社が結成されたことである。この第二に関しては、一九一九(大正八)年、一九二二(大正一〇)年の大争議自体もさることながら、これらの指導者クリスチャン賀川豊彦(当時のベストレ

ラー「死線をこえて」の著者、神戸購買組合、日本農民組合の創立者の一人)のことである。彼は「木賃宿区画」とされ(二八九一年)新労働者貧民街となった神戸の糞合(フキアイ)の新川に居をうつし、神戸製鋼の組合支部長として同組合の労働運動のみならず前記川崎造船所の大争議の指導をすすめたことと平行して、前記居住地における無料の就職斡旋、生活相談のボランティア活動に文字通り体をはった人物である。

(3) 茶ほうじ業の衰退は、静岡(清水)の影響、燐寸工業のそれは、特に外国(アメリカとかスエーデンなど)同業他社との競争のほか、黄燐燐寸禁止の一九〇六年ベルヌ国際条約およびこの拡大適用に関する国際労働機構ILO第六号黄燐勸告(一九一九年)規制の影響も、否定できないと推定される(この長田細民地域の産業と労働についての戦前から戦後にかけての二〇〇年の歴史については、県・市史、概説書、辞(事)典類、横山(源)・日本の下層社会およびReport 95 No. 67, 社会科学研究所や渡辺好庸氏の説明に負うところが多い)。

(4) これらの事実については、分析視角、力点、叙述の繁閑精粗の差こそあれ、渡辺好庸・検証南兵庫大震災(前掲)および市民がつくる神戸市白書委員会・神戸黒書、労働旬報社、一九九六年および牧孝にいとまのない数の定期刊行誌紙に発表された学者・研究者・活動家達の一致して指摘するところである。

(5) 三東哲夫(神戸大・理)・兵庫県震災対策調査報告書、兵庫県一九七九年度刊資料文書二〇頁。

(6) 笠間太郎(大阪市大・表層地質)・岸本兆方(京大防災研)代表による神戸と地震(報告書)、神戸市総務局、同土木局一九七四
年刊資料文書四八頁。

二 大震災自体に関する労働法上の諸問題

一 使用者責任免責および行政運用における除外総論

関東大震災(一九三三年)と比較されがちな阪神大震災にあえて限らぬ(大)地震などにおける「使用者責任」については、使用者の契約(募集および採用を含む)責任(労基法所定の最少限のそれや労働安全衛生法に限らぬ

安全衛生確保義務を当然含む）および不法行為責任（工作物の瑕疵のそのほか使用者による暴行・殺傷のそれなど）、団結活動の抑圧・支配・介入の不当労働行為責任（労組法七条）の免責の可否のほか、職安（雇用と雇用保険給付）、労災保険給付などの行政上における法令の解釈・運用における地震除外措置（処分）の可否が問題となりうる。この中の多くは、大震災そのものについてよりも大震災に起因する事態の事後処理に関するものであるが、大震災の復旧過程における労働法上の諸課題とは異なるそれとして、次のようなものをあげよう。

（一）（破防法研究会編）ムック・コンドル三号一六頁所収の拙稿参照。

二 使用者責任免責の適否

（1） 現行実定労働法における使用者責任免責規定条項

イ 民商法一般

民商法ないし取引法一般における無過失における免責は、特別立法、学説、判例などにおいて立法上ないし解釈上修正も見られる。また労基法上の労災補償は、これと同様の無過失責任の領域ではなくて客観的な業務についての労働過程につき安全衛生確保という客観的な責任の領域ではあるが、古典的民法法の一種の修正的補充であることとは否定できない。

ロ 労基法

前述の古典的民法法を立法的に修正した最たるものの一つと評され、しかも国による労災保険給付の基礎的法制度でもある労基法においても、以下記すような立法上、解釈上多くの使用者免責規定をかかえこんでいる。

(2) 労基法その他の保護規定および団結・争議

イ 労災(業務上災害)「以下業災と略」および通勤途上災害「以下通災と略」に直接的に関係するものとして、次の二つがある。

第一には、業災に関する労基法七五条の「業務上」被災・罹病の解釈に関するものである。(大)地震に関する判例はなく、行政解釈は、これについて原則的・一般的には業務外としているが、その法的根拠として、罹災・罹病が不可抗力であるからというのか、業務の有無、存否にかかわらず被災罹病しうるから、というのか、はたまた単純に(大)地震の被災・罹病は業務とは無関係の事象としているのか、は定かでない⁽¹⁾。

しかし、不可抗力について見るに、不可抗力なる概念は、債務者の債務の範囲外という客観的要素ではあるが無過失という主観的要素と重なる部分もあり、いずれにして業災の成立にとって必要な業務概念およびその事実についての因果律とは無縁の概念であり、せいぜい成立した業災についての補償債務の履行について、定額・定率の金銭債務であれば、その損害賠償額は不可抗力を以って抗弁となしえない(民法四一九条二項)だけである。

また業務の有無・存否にかかわらず被災・罹病しうる、との主張も、業務がなかった場合の状況を恣意的想定に基づいて述べているにとどまり、業務に関連して被災、罹病した現実を目をつむるだけであって根拠のないものである。ましていわんや(大)地震の被災・罹病は大地震とは無関係の事象、とのべるに至っては論外である。

次に、労基法は、通災につき、明確な範疇を立てずじまいのまま、業災補償よりもせげめられた労災保険法上の通災関連の保険給付にゆだねた形で放置しているので、明らかでない。したがって通災については、実務上は、労災保険上の通災の解釈に傾斜しているのが現状であるが、さらに阪神大震災の場合、通勤家内労働者および一桁数

の小規模・零細、個人経営の労働者につき、法的には労災保険関係強制成立なるも、現実には、加入手続をとらず保険料も支払わぬ経営体の労働者につき、労災保険給付の全支給の後まわしはおろか、不払い、そして使用者の逐電・死亡・不払いという何重苦に見舞われたものの数は不明である。

第二には、業災療養休業中の解雇制限の解除にかかわる労基法一九条但書に関するものである。

これは、次に述べる解雇制限に密接に関連するが、次の三つに留意すべきである。

すなわちその一として、ここでいう業災療養休業とは、あくまでも前述の第一にのべた「正規の『認定』済の業災」に限り、これを満たさぬ業災は、真に業災であっても労基法上の補償おらび労災保険法上の給付を否定する行政の姿勢についてである。

その二として、「天災地変」は業災の原因・理由でなく、補償不払いの原因・理由とする行政の姿勢についてである。

その三として、ここでも通災は除外されているが、通災をカバーしている労災保険法も、この解雇制限については除外していること（労災保険法一九条参照）である（通災療養休業中の解雇無効論は、行政および法曹界の風潮とは異なり、このこととは別に考えうる）。

ロ 募集・採用内定などの取消しまたは解雇（有期契約更新拒絶）および配転・出向・休業

（大）地震と直接の因果関係のある事象ではないが、（大）地震を理由として、人事管理政策がこれに伴うことが多く、このことは阪神大震災に多く見られ、発生後二年を迎える今日においても、これらの人事政策に対する労働者側の交渉や裁判・労委（闘争）争訟事件として、なお未解決のものも少くない。

この種の「天災地変」を理由とする労働者の広義の待遇の変動に関するものとして、法律上比較的明らかと見られがちのものは、次の二つの類型についてのみである。その一つは、契約の即時解除に関しては、民法上の「已ムコトヲ得サル事由」(六二八条)およびその延長線上にあると見られる労基法上の「天災地変……」のために事業の継続が不可能となった場合(二〇条一項但書)、その二は、天災地変などによる経営難で休業し、労働者を自宅待機させる場合の賃金不払いに関しては、民法上の「当事者双方ノ責ニ帰スヘカラサル事由」(五三六条一項)およびその延長線上にあると見られる労基法上の休業手当支払義務規定(二六条)の裏または反対がこれである。前者は人事管理上の、後者は賃金管理上の、労務管理政策に関するものであり、集団紛争としてのロックアウトにも関するものである(後述)。

前者は有期契約の更新拒絶についても、解除・解雇と同視され、さらには、募集(民法上は申込の誘因)のみならず、採用決定ないし内定(民法上は承諾)すら「取消し・撤回」可能なものと考えることに大きく広げられて考えられている向きがあり、阪神大震災において企業(雇主・使用者)のみか労働行政はこれらを当然のことにように思い、無神経な態度で容認して来ているのである。

しかし思うに、第一に、阪神大震災それ自体は天災地変ではあるが、阪神大震災による企業施設の損害と経営難は、天災地変とは明らかに区別されるべき別の事象である。その証拠には阪神大震災においても企業施設の損傷軽微、その後における経営難は短期間の修復以外にとりたててのべる程のものではないか、経営面からはむしろ活況を呈しつつあるような業種、職種が少なからずある(「風が吹けば桶屋がもうかる」式の広義の解体・建設関連業がその典型であるが、薬品、食品をはじめとする日用必需品についての、特に販売業)。前述の法条に示された天災地

変による、という人事政策容認の法条自体が、自然現象と社会現象（神戸の場合、前章で指摘したように、この点を見極めることこそ必要である）という性質の異なる二つの事象を混同するものであって不適切なのである。しかし法条が不適切であればある程、適切かつ妥当な解釈・運用がなされる必要があることは多言を要せず、このことを阪神大震災にあてはめれば次のようになる。

第二に、天災地変という自然現象それ自体は、人事政策上の直接の事由になりうるものではなく、天災地変による経営事情なり、労働者個人個人の個別事情なりが、長期的かつ総合的に整理・調整され、さらに当然のことながら組合・信条・性・出身などの、法が明文をもって禁止する差別なき処置であってはじめて、配転・出向などを含む人事政策の妥当性ひいては合法性が容認されるのである。有期契約の更新拒絶や採用（内定）の撤回・取消しもこれと同視さるべきことはいうまでもなく、また募集についても前述の発想に準じて考察される必要がある。

ハ 賃金不払い・遅延政策

次に前述第二の類型としての賃金管理政策についても、前述の、（大）地震という自然現象と経営難ないし個々の労働者の個別的事情という二種のものの截然たる分離を前提として考察する必要がある。

したがって、このことは法条の裏ないし反対としての、経営難休業（ロック・アウトにも関連することについては後述）の賃金支払義務の使用免責の可否については、説明の要なし、と思われるが、問題は、大震災日を含むそれ以後の数箇月間の賃金支払日に見られるところの賃金の全部または一部の不払いまたは遅延払いである。

第一に、賃金支払が金融機関に委ねられているにもかかわらず、金融機関の施設・機器の（大）地震による損傷による大震災当日＝賃金支払日における前記不払いまたは遅延払いは、企業の委託先のものであり、企業も金融機

関も原則として免責さるべきではない。⁽²⁾その損害遅延分については法定利息が付せられる(民法四一九条)ほか、労基法所定の不払罪をも成立させる。

第二に、賃金支払いが、労基法二四条所定原則どおり通貨でなされる場合で、しかも賃金支払日が震災当日か数日後であるにも拘らず、不払いまたは遅延払いがなされた場合も、前述第一同様、使用者免責は原則としてありえない(但し会社の金庫が焼失したとか銀行が不払いであるとかによる一日程度の支払いのおくれ位であれば一定期日払いの罪は不成立なるも、損害の遅延賠償としての法定利息は免れるものではないばかりか、支払日前であっても、労働者が請求すれば支払わなければならない。労基法二五条、一二〇条一号)。

二 福利厚生関係(生保・損保関係については記述省略)

企業の施設(食堂、寮・社宅など)利用にせよ、福利厚生関係の資金、現物の支給や貸付にせよ、前述イ、ロ、ハと同一ないし類似のことがいえることについては、当然ゆえ、ここではくりかえし叙述することを省略する。

ホ 労働時間

第一に、労基法三三条一項所定の災害時の労働に関しては、手当支給を伴えば(地方公務員も同じ。但し公立学校教員については給与特措法上解釈に争いあり)、問題が少ないが、行政官庁の許可につき、事後措置としても遅滞なくなされなければならないことについては、法文上明らかなように、大地震を理由とする免責などありえない。第二に、大地震時点が正規・所定・法定労働時間中であれば、その際の被災は前述イの労災・職業病の課題にはかならない。

第三に、大地震時点が、「任意的」とされて時間外・休日労働手当も現実に支給されない、違法な職場残業や在

宅（風呂敷）³ 残業中の被災・罹病につき、行政や企業は、他人事視しこれを保護しないばかりか、当事者を無能よばわりしがちであるが、このような態度や処置は、法的には違法であること言をまたない。

第四に、復旧作業時間のことについては第三章で後述する。

へ 団結および団結活動関係

大震災を理由とするところの、使用者による団交拒否はもとより、ストまたは職場活動の弾圧や支配介入の一切が不当労働行為（労組法七条）となり、免責されるものではないことについては説明の要はない。

ただここでややもすれば見逃がされがちなることはロック・アウトについてである。

ロット・アウトと前述の休業との関係一般についていえば、ロック・アウトは休業を伴うこともあり、逆に休業がロック・アウトを伴うこともある。より具体的にいえば、労働者の賃金その他の労働諸条件について使用者が何らかの創設または変更の提案（腹案を含む）を有しつつ労働（力）の受領を拒む（法定の休業補償「労基法二六条」支給の休業措置をとると否とを問わぬ）のであれば、その受領拒否が先制的・攻撃的であれ受動的・防衛的であれ、使用者の争議手段としてのロック・アウトに外ならず、原則として違法なのである。このような賃金その他の労働諸条件の創設または変更を伴わず、従来の賃金その他の労働諸条件の枠（特に使用者にとつての責務）⁴の枠をくずすことなくただ（大）震災を理由として当分休業する（復旧作業の全部または一部に労働者を従事させるか否かは問うところではなく、この復旧作業は別課題として後述する）というものとどまるのであれば、それはロック・アウトとしての休業ではない。逆にこのような休業を続行しつつ、中途から賃金その他の労働条件の枠の創設または変更を提案する場合には当該休業はロック・アウトを伴うものということになる。

このことは(大)地震ないし「天災地変」を理由として修正まして免責されるいわれは毛頭ありえないにもかかわらず、阪神大震災における企業や行政はもとより、これに対(抵)する労働者側の運動なり弁護団のとりくみにおいてもほとんど認識ないし自覚されていない。

(3) 救護—使用者および行政による救護活動の「欠落」

大震災およびこれに伴う大火災における被災者救護一般につき、外国からの支援の受け入れすら渋りがちで自衛隊(軍隊)に頼る後進性が今回はいなくも露呈されたが、労災救護の法制がなきに等しいことと、労災救護自体の被害者数が比較的少なかったと推定されることにより、本稿においてはその性質上このテーマを特記することを省略する。

(1) 拙著・労災給付論一一二頁参照

(2) このことは、大地震直前の既往の労働分に対応する賃金についていえることである。その後の賃金不払いは、前述の休業または復旧作業にかかわるそれに関するものである。

(3) 三六協定なしの残業に対する手当不支給の違法性に関する最高一九六〇・七・一四小島燃糸事件刑集一四卷九号一一三九頁参照。

(4) 拙著・ロックアウト論第六章第五、六節および争議対抗手段の法理第三章第三、四節参照。

三 行政の政策と運用

——(大)震災の被災者の棄民化

(1) 廃業、解散、倒産

大地震に起因する企業損壊が企業に生じ、営業の再建・再開の目途がたたなくなればなる程、当該企業の現役経

営陣にとつては、廃業ないし営業自体の全部又は一部（有体の營業用財産とは限らぬ）の譲渡なり解散ないし倒産（五種類の法律上の倒産に限らぬ）に至つたものも少くない。ここでは天災地変という特別の要件は、事実上存在するのみであつて、法律上は存せず、法律上はもつぱら企業の会計・経営上の破局の存否が問われるのである。このような事態に立ち至つた場合、解雇という、労働者にとつて前述の賃金と並ぶ死活の課題が登場するのがふつうである。

広義の倒産が倒来し、しかも労働者の広義の退職が強制的（解雇）に、あるいは不本意ながら「任意」的になされ、しかも退職金を含む賃金の不払いがなされている場合、賃確法（一九七六年）に基づく政府（労働福祉事業団）による立替払による賃金および退職金の一部受給をしつつ倒産（反対）争議による元の職場確保争が一九七〇年代から八〇年代にかけてなされ、これは今日の九〇年代も往年程の件数ではないが見られるところである。

しかし事実上の倒産を含めて倒産件数が全国都道府県・大都市中最多と、また漸増傾向と見られる（この正確な統計数字はいずれにおいても把握していない）兵庫県ないし神戸市において、この種の倒産（反対）争議は、その多発は見られず、当地で活動する「ユニオン」や「合同労組」の闘争の主要課題となつてはいるわけでもない。この事は、前述の倒産例が零細・小規模ないし家内工業に多く、これに次ぐものは中小の未組織労働者の職場にとどまることによるが、ここから云えることは次のことである。この種の職場では、大企業のそれとは異なつて賃確法や倒産法についての理解不足もあり、持続的継続的な倒産（反対）争議を組織的に展開しうる体質よりは、「自助努力」で自己の職場なり生業を開拓する体質があることから来るようである。行政特に労基署が後述の労災復旧過程を含む労災職業病課題は別として、賃確法による立替払申請の課題に忙殺されたり、現地の法曹および裁判所が

倒産処理に忙殺されているわけでもないことが、このことを物語っているのである。これに反し、職安行政にかか
る雇用保険法上の失業給付、高年齢者雇用安定法に基づく諸給付に関しては、零細企業労働者およびその組織の関
心も強く、これに対する職安行政の対応は、わずかな、しかも時限措置としての特例以外には、被災労働者の雇用
確保については、震災を度外視する形で冷淡といえるものであった。

(2) 職安の雇用政策行政の略史と現状

——阪神大震災との関係において

イ 雇用保険法上の失業給付

職安行政について、雇用保険の課題、高年齢者、それから港湾労働、船員、地域開発、とここに列挙するのは、
しばしば指摘されているように、雇用保険に加入手続きをとっていなければ、給付をしむるというのが行政の第一
声であったからである。これは、法律的な根拠はなく、神戸の小規模・零細経営の労働者は、雇用保険に入ってい
なくて、このような行政に対して集団での闘いを粘り強く続けたために、どうやら、雇用保険のほうは受給という
体制が確立したのであるが、雇用保険法上年齢別受給期間の長さの制限があることは周知のとおりである。

ロ 職安行政略史——神戸における大失業に対する無策の前座

紹介業務と雇用（失業）保険金支給の職務にとどまった職安行政が、中高年者の離職者の雇用対策にも手をのば
した始まりは、駐留軍労務者と炭鉱労働者からである。駐留軍労務者については、駐留軍労務者の臨時措置法、炭
鉱労働者の措置については、炭鉱労働者の臨時措置法が、一九五〇年代後半（昭和三〇年代）に既に制定され、職
業紹介の促進、雇用促進にのりだした。次の七〇（昭和四〇）年代の中高年者雇用促進特別措置法（一九七一年）

という段階になると、炭鉱労働者、駐留軍というように業種を特定しないで全産業、全業種にわたっての産業構造の転換に伴うところの労働力の流動化、促進策がとられた。

失業した失業者に失業給付をすると、財政負担が増大すると見て、なるべく早く就職斡旋をし、雇用促進事業団というような政府関係特殊法人をつくって、しきりに「可能な限り保険給付は支給しないで次の就職先を斡旋する、適職を見つけさせる」、という財政上の支出抑制が狙いであったのである。

「適職を世話する」という名目であるが、その適職というのは、同法制定当初からあまり適職でないものを「適職」として圧力をかけていたのである。一九八〇年代には、その延長としてではあるが、高齢者に限り、やや異なった内容をもり込んで、しかも往年の特別措置ではないものとして法律を組み直した。特定被指定地域の公共事業への労働者吸収（二二条）と就労促進事業（「特開事業」）の実施を労働大臣（国）への義務づけた（二一条）高齢者雇用安定法（一九八六年）がこれである。駐留軍離職者等臨時措置法（一九五八年～一九九八年）および炭鉱離職者雇用安定法（一九五九年～現在）は就職斡旋、職業訓練、給付金の三者についての一般法でもあり、一九四七年制定の職安法、失業保険法（一九七四年から雇用保険法）、そして一九五八年制定の職業訓練法（一九六九年、職業能力開発促進法へ転身）の特別（臨時措置）措置行政の根拠法でもある。

この縦の時系列のほかに、高齢者雇用安定法にとって横の関連法ともいうべきものは、雇用対策法（一九六六〔昭和四二〕年）、不況業種雇用安定法（一九八三〔昭和五八〕年）、および地域雇用開発促進法（一九八七〔昭和六二〕年、「地開」とか「開発」とかの略号）である。この源流（一種の縦の流れ）ともいうべきものは緊急失業対策法（一九四九〔昭和二四〕年制定）であるが、一九九五年の同法廃止法により一九九六年（平成八）年四月一日

以降廃止され、同法の措置により就職していた失対労働者は、前述の諸法による措置に吸収される筋書きとなったが、この前述の諸法による措置の動きは活発でないこともあって、高年齢者の失職・失業したがって生活・生存の危機をまき起こしている。

このように、特に雇用対策法とタイアップした高年齢者雇用安定法は、第一に、雇主に奨励金を出しての、しかし、賃下げに対しては手を打たない定年延長、第二に、シルバーセンターという一種の法人化した、そして最賃法所定額を下まわりよって違法派遣になりがちな組織づくり(一九九六年にその拡大)、第三に、雇用保険給付が切れても労働の意欲の特に強い失業者に対し、六カ月間有効の中高年齢求職手帳を発給し、その間往年の就労時の賃金額の区分に応じ、五割〜八割(賃金の低かった者ほど高率)の「就職促進手当」を支給するというものである。

雇用保険法所定の求職者の失業給付の受給の切れた神戸の中小零細経営の労働者はこれを要求したが、この申請すら受理されなかったり、書類は受理されてもまだ一人も同手当を受給していない。しかしたとえかりに受理されたとしても日当四〇〇〇円前後では仮設住宅で生活するのが精一杯の上、この中から、遠く離れた職安や求人企業へ何度も足を運ぶ交通費を支出することなど不可能に近いことである。

また職安の紹介先には、労基法、最賃法、労働安全衛生法違反の中小企業もあるので、これに就職することを拒むことは求職者として当然である。しかしこの就職拒否をもって職安が「就労の意志なし」としている現状は、由々しい違法な紹介行政(職安法一六条違反)にはかならない。

ハ 阪神就労特措法の落し穴

この被災就労希望労働者を放置するに等しい職安行政は、労働市場・雇用政策の前記諸法の最大限に行政の有利、

すなわち被災就労希望労働者の有利に運用していることのあらわれであるが、この行政の現場運用の法的根拠とされる前述の労働市場・雇用政策諸法と、今次の阪神大震災関連一六本の「特別・特例・緊急措置法」の一つであり、就労に関する唯一の、一九九五年の「阪神淡路の大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」（以下「阪神就労特措法」と略）とを総合的に考察すると次の通りである。この阪神就労特措法は、一方において前記高年齢者雇用安定法（二一条）や地開法（一九条）所定の公共事業への失業者就労を、この特措法に一本化して排除し（同法三条）、他方高年齢者雇用安定法所定の、「就労促進事業の実施」（同法二一条）については、公共事業への就労促進のみを規定した同法上は無規定・空白のままとし、よって高年齢者雇用安定法所定の前記「就労促進事業の実施」は法制度上残存する筈であるのに、これについては、企業への若干の奨励金のほかは被災地が特定地域の指定が国によってなされていないがゆえにやらず、さらにこの法制度の延長と称して、雇用保険給付の終了した中高年失業者へ就職促進手当支給要件の中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」と略）の発給を拒否したのである。

阪神就労特措法は兵庫県出身の議員による人気取りを狙っての制定促進をもって、公共事業は、四〇%を被災失業者をもってあてる（同法二条、関連告示一〇号。これを、国の行政は延人数だと、また県の行政は雇主の責務にとどまるとの牽強附会の論法をもって歪曲した）とするが、告示をもって無技能者、しかも建設関連業種に限定し、したがって、技能者としての老若男女、および無技能の建設以外の職種の高年齢者と女性とは、ここから排除するものとなっている。同法には、法的効果としての実効性を担保する条項一つないことながら、戦後五〇年にも及ぶところの、一方において労働市場・雇用政策諸立法、他方において災害特措法の系列における位置付け

から見て、戦後最大の(大)地震に対する特措法としてはまさに羊頭狗肉以外の何物でもない。
これを表にすると次の通りである。

項目	就労促進事業の実施		公共事業への就労(吸収)
法律 高齢者雇用法 (71~86)	中高年者のみ (§21)		中高年者のみ (§22)
地開法 (87)	(自治体まかせ?)		全労働者 (§19)
阪神就労特措法 (95)	/		建設関係無技能労働者のみ(女性と高齢者を事実上排除) (§21 告10)

(筆者作成)

(3) 社会保障、社会事業行政の貧困
生活保護や住宅政策に関する冷酷な措置については、一般に報せられていることであることと、深刻化の度合いを強めつつあるが本稿の範囲外であることから、省略する。

(1) 倒産の労働法理に関する拙稿、本学部年報一九号、二三号所収参照。

(2) 九州および北海道の往年の産炭地Ⅱ現在の閉山地においては、今なお高年齢者雇用対策が続行されている。

三 大震災の復旧ないし将来計画に関する労働法上の諸問題

一 「復興計画」の怪

当初は、一〇箇年計画千数百の事業数をならべたてた兵庫県および神戸市の「復興計画事業」は、一九九五年一〇月一〇日には、第一に「上海・長江交易」（同年五月以来確定、「魔都」の契りの片思い）、第二に「ヘルス（ケア）・パーク」（世界保健機構WHO関連の医療・福祉事業）、第三に新産業構造形成（従来の種類の産業を空洞化し、代りに外資導入をもってマルチメディア等の集中ネットワークをもって埋める）、第四に、市営神戸沖空港建設や記念事業（国際交流拠点創設）の各プロジェクトといううさん臭い建設と新産業関連の最終計画を決定した。このことは、財政上莫大な支出を伴うことはいうまでもないが、被災者の生活環境全般（住居、就業など）の復旧とはおよそ縁遠いところの、（大）震災を奇貨とし、大企業の復興や巨大プロジェクトにあてたところの、したがって国（政府）として狙いを定めていたところの、全般的規制緩和によるところの、貿易・産業・社会全体の「規制緩和」⁽¹⁾によるところの「構造改革」、すなわち資本（主義）の延命策、したがって被災者・被災地をこれに⁽²⁾あわせて淘汰し、これに適合しない者を切捨て、棄民化する政策以外の何物でもない。

それが何よりの証拠には、被災地の住宅政策としての避難所閉鎖（一九九五年八月）から、待機所そして遠隔の仮設住宅へ、そしてここからの転居強制へと、同じ市民・労働者の中にも対立・反目をあおり立ててつつ居住権がないがしろにしていることが、また労働政策としての、前述の雇用・就業に関する無為無策や企業による労働法全般の違反の放置・黙認（安衛法、最賃法違反や無給休業などの労基法違反など）が、また社会福祉事業政策につい

ての同様類似の姿勢が、公然化しているのである。

(1) 拙稿「労働者権破壊と抵抗の法構造」社会主義一九九六年二月号八五頁以下所収参照。

(2) 借家人だった被災者には、見舞金・義援金の補償をせず、被災持家には国県、市の予算からではなく、全国からの見舞金などをもってまかない、個人補償を原則的に拒否した処置がこれを物語っている(一九九六年末に仮設から恒久の住宅へ移転する、六五歳以上または要援護・介護の世帯へ一五、〇〇〇～二五、〇〇〇円の支給を次年四月から実施する決定が与党でなされた。これはわずかな仮設住宅明渡し¹¹追立て料以外の何物でもない)。また復興予算一七兆円のうちの一一兆円は、人事移動や解雇を推進する神戸製鋼、川崎重工その他の巨大プロジェクトに与えている。

二 復旧過程における労災・過労死および環境汚染

一九九五年一月末から二月中旬にかけての文字通りの大震災直後に、政府やマスコミによって「不眠不休」とか「昼夜兼行」とか「新人類・新世代のボランティア」とかの讃辞をもって遂行させられた個人的または公共・企業施設についての集団組織的復旧作業は、当時の時点ではその危険性について、またこれらの安衛法違反を大きく指摘するものがほとんど存在しなかった。しかし、当時の筆者の予想通り¹⁾次の事態の発生が数箇月後に明らかになりまたは指摘された。すなわち、第一に、被災建造物の解体・撤去・焼却に伴うところの、粉塵、特にアスベスト(石綿)の飛散(二〇年以上もの長期潜伏の肺ガンなどの原因)、フロンガス、ダイオキシンの浮遊(政府のこれら防止対策は二月二三日決定)、第二に、時間外・深夜・休日労働手当不支給(震災免責など法的根拠のないことについては前述二章二(2)(ホ)および受傷・罹病・死亡(過労死および自殺を含む)²⁾、第三に、団体生保や郵政省簡保の保険金の遺族への不払い³⁾ないし支給遅滞、などがこれである。

(1) 拙稿「大災害の『再建・復興』に思う」月刊健康一九九五年四月号四六―四七頁。

(2) 一九九五年の九月の段階ですでに、阪神大震災の復旧、復興作業現場で解体作業中に転落して死亡した例が、兵庫と大阪では三名。解体作業、復興作業中の負傷者は既に同年の八月で六三九人（同年九月二日付朝日紙三八面。特に、負傷などというのは二週間以内で治ったというようなものももちろん入っていないが）。また神戸の市だけでも、「神戸市として、阪神大震災で家庭や職場を失ったショックで自殺した人を含むと新たに二八人の自殺、関連死亡。…死者は四五二名」（一九九六年一月九日付朝日紙三〇面）。さらにストレス障害による神経障害者、そして自殺者。やがてその因果関係で死亡した人を含めると大変な数になる。さらに一九九六年一月二六日という、満一年のときに、兵庫県警で掌握したものは、自殺三二名、孤独死四九名さらにどさくさにまぎれた泥棒の逮捕者一五六名（一九九六年一月一六日付の毎日・朝日、兵庫県警発表。実際にはその後の県の発表でもこれをはるかに上まわる（後述「補」(2)参照）。

(3) 拙稿、団体生命保険の違憲・違法について、本学部年報三〇号一頁以下参照

三 「人事移動」

(1) 倒産（廃業・転業） 退職・配転・出向

復旧過程における各種産業現場における倒産（廃業・転業）による退職（解雇および自己退職）、配転・出向の件数と関係労働者数（新就職先の雇主の「息切れ倒産」遭遇者を含む）は多いが、これには前述の大震災それ自体に起因するものもあれば、復旧・復興の過程において大震災前からのある程度の当初計画の実現によるものが混在し、実態の掌握は困難であるし、またいずれの類型にしても、これらの現場において多数を占める労働者の現場における組織的な抵抗・反対闘争は、「JR鷹取工場の廃止、同地に『高額』住宅設計計画」に反対する動き以外には、見られない。

(2) 有期・パート不採用

——不当労働行為との関連

大震災の被災者の有期・パートに対して大震災を理由としてただちに解雇または更新拒絶をしたりするところの大震災を直接の理由とする、違法な処遇や、一旦休業による自宅待機をしばらく命じ、その間の組合結成を以ってする就労要求に対して更新拒絶から組合員のみ不採用という不当労働行為を行ない、この点につき労委・裁判闘争が展開されたまたは展開されつつある例もある。⁽¹⁾

(1) その関西合同労組や全国の「被災地支援連」の支援下の大闘争ともいうべきものは大企業内差別(一九九六・二・一五付毎日紙神戸掲載拙見参照)と闘う「そこ」闘争であるが、このほかにも類似例がみられる(「大震災でくびを切られた」第一書林刊によるユニオン関係の若干の組合)。なお日本政府はILO一七五号パート条約の成立に棄権し、国内で批准しようともしない。

四 家内労働・被差別地域一掃

神戸の新しい、しかし活断層地帯に無造作に建設された居住区と、古い家内労働地区(長田区)および被差別地域一体を倒壊・焼失させた阪神大震災について、この後者の古い地区・地域についてのマスコミ報道はなきに等しいか、せいぜい自活生活の映像のゆかめられた礼讃しかなく、「被災支援連」関連その他若干の広義のボランティア以外には、かつてマスコミの寵児となった「学校や企業にかかえられた新人類・新世代のボランティア」一人この地区・地域をおとずれないが、この地区・地域についてこそ神戸のみならず日本の産業社会の底辺として看過することのゆるされない重要な課題が、後述の第四章の運動にも関連して、横たわっているのである。

家内労働地区（長田区）といえば、戦後には戦前のゴム靴に代り飛躍的に成長を続け、日本の市場のみならず対米輸出の主要製品の一つの重層の下請の底辺にいるケミカルシューズ生産家内労働者は、数万人とも十万人弱ともいわれ、これも正確な数字はいずれこの統計にも登場していない（第一章二②）。大震災と共に註文・委託の途絶えた彼等労働者は、零細サービス業従事労働者をもまじえて、当初雇用保険給付要求の、約半年後には雇用と生活要求の、組合を結成し、この後者は、雇用保険失業給付の受給の満了時期に、前述の高齢者「手帳」＝求職手当要求を行政に求めた。しかし行政は前述の諸制度（第二章三②）（ハ）をたてにこの措置をこばみ、前記「復興計画」により、生産・註文・委託の海外「進出」をもくろみこの家内労働を見捨てる気配がある。政府は一九九六年のILO第一七七号家内労働条約の成立それ自体には条約に条件を入れさせて、賛成（しかし日本としては未批准）したのに。

また戦前からの、全国最大といわれる神戸の被差別地域も、住宅の差別的政策によって「復興」から見捨てられつつある深刻な事態が到来している。

四 被災地の運動の過去・現状・未来

一 運動の種類と種類

大震災直後の第一段階には、一つには被災・避難者自体の避難所毎の団結（この避難所に行けない避難者達はこの段階で見捨てられた）と、他は全国からの、企業・組合、医療組織からの救援と、海外の救援隊や宗教団体や学生らの「新人類・新世代ボランティア」の活動とが主であった。つまり、本来まっ先に活動すべき行政と政党には

とりたてて述べるべき活動が存在しなかったのである。

大震災後三、四箇月を経た第二段階で、ユニオン組織や関西合同労組のオルグと指導の奏功により未組織であった労働者の新たな、対行政、対企業闘争が展開された活発化の度合いに反比例して、前述の、宗教団体、学生らのボランティア活動は衰退した。

大震災半年後の、避難所追出しから雇用保険失業給付の期限切れの第三段階(一九九五年秋)においては、新組合・新労働組織において、一方では労委・裁判闘争を含めて活動はより活発化したものもあったが、他方労働運動の限界を「自覚」し、組織をはなれ、「自活の道を歩む」ものも少なからず生れたという二極分解が生じた。

それ以後現時点における第四段階においては、この第三段階の二極分解は、ますます進行しつつあり、全国においてはもとより、被災後二周年を迎える神戸においてすら、大震災について、特に大震災と労働・住民・市民運動にたずさわりの、あるいは語るものは、その道の専門家だけになりつつあり、一九九六年一〇月の総選挙における被災地自民党の完敗後は、現地のマスコミにも、行政批判の姿勢の報道は影をひそめた。この二極分解の中であって、第三の道ともいえるべきものは、ケミカルシューズ被災労働者達の一九九六年一〇月からの、自主生産企業組合(中小企業等協同組合法三条四号)である。

二 運動の将来

職場を起点・基盤とした合同労組の指導部の活発な活動にもかかわらず、第一に組織をはなれて個々の「自立」の道を歩む者の漸増傾向について検討がなされるべきである。

組織の経験の浅い組合員を、いかに足どめし、持続させるか、は実効性のある交渉成果獲得と、組合財政および協調化から御用化への道を歩む企業別大組織の連合とは異なる産業別業種別の諸条件や諸権利の確立と、内部的には組合員に対するたえざる啓蒙と教育以外にはなく、ケミカルシューズ労働者主導の、雇用と生活要求者組合という「地域混成旅団」主宰の労働学校は、職場ならぬ地域を基盤とした合同労組への指向を模索しはじめた。

第二に、前述の「そここう」などの「従来型」の団結と雇用確保闘争に見られる現時点から将来にかけても続行される大資本相手の労委裁判闘争と労働者現場の運動との、労働運動における位置付けが検討されるべきである。

労委・裁判闘争についての積極的評価としては、抵抗と権利意識の高揚といえよう。しかし、かりにも労委・裁判闘争が労働運動のすべてとなるようでは、これに対し、否定的評価を下さざるをえない。何となれば、日本における労委・裁判は、ドイツなどと異なり、権利の実現または紛争の早期解決に貢献するものが少なく、しかも、このような労委・裁判闘争が主であった場合、労働弁護士、時として労働法学者の指示・指導に傾斜し、「蝸牛角上の」(庄子) 確執化し、職場はこの最中に変化を見せ、職場闘争は消失するからである。

第三に、ケミカルシューズ労働者に典型的に見られるところの、従来型自主生産をこえた新規事業の企業組合の労働運動における位置付けが検討されるべきである。

企業組合が「往年の」労働者の自主生産に甘んぜず、「現状の」企業組合員および非組合員労働者の階級的運動に徹し、他の労働運動との連帯ないし行動統一につとめてはじめて労働運動にも関連の深い、しかしこれとはあくまでも別箇の存在体として企業組合の存在意義があり、そうでない場合には、周辺の資本の圧力の中で営業成績や行先きのみを懸念し、自己自身を矮小化・畏縮ないし萎縮化し、労働者階級の解放運動から離脱するおそれなし、

としないのである。⁽¹⁾

(1) 拙稿、前掲本学部研究年報「三三〇」二七九頁参照。

(一九九六・一一・一五記)

補

- (1) 本稿は、筆者が大震災直後に被災地を一瞥し往年の大阪の田中機械倒産大争誠組織や千葉勤労の肝煎りによる「被災支援連」結成の呼びかけ人の一人として、参加し物心両面にわたる支援を続行しつつある同組織の東京および大阪における研究会・集会での情報や活動に負う所が少くない。本稿摘示のそれを含めて参考となる刊行書に、田中(正)・ああ、阪神大震災、市民がつくる神戸市白書委員会・神戸黒書、被災労働者ユニオン編・大震災でくびを切られた、などがある。勿論関西合同労組や生活と雇用要求組合の主体的活動の数多くの資料(これらをまとめる月刊交流センター誌など)や直接的意見交換(往復書簡)も本稿にとって資料的価値は少なくないが、本稿ではその性質上割愛した。

(一九九六・一一・一五記)

- (2) 本稿脱稿の頃からの現地の労働情勢として目立つものは、倒産・失業の増大、死傷病、特に死亡(関連死、孤独死・自殺、復旧労働死)の漸増である。

自治省消防庁の一九九六年二月末の調査発表によると、大震災死者は自殺者を除き六四二五名(同年同月二十七日付朝日紙三面)だが、孤独死は二三〇名以上(早川、世界一九九七年二月号一五三頁)とか、(復旧作業 労災死五七名とかが報じられている。

(一九九七・一月一七記)